

第42号

福岡県文化財保護審議会に対する諮問について

このことを、別案のとおり提出する。

令和元年7月25日

教 育 長

(理 由)

福岡県文化財保護審議会に対し、「福岡県におけるこれからのかの文化財保護行政の在り方について」諮問する必要がある。

《案》

1 教文602号
令和元年7月30日

福岡県文化財保護審議会長 殿

福岡県教育委員会

福岡県におけるこれまでの文化財保護政策の在り方にについて（諮問）

このことについて、下記の理由を添えて諮問します。

記

1 理由

福岡県は、古くからアジアとの交流拠点として発展し、我が国の歴史上も特筆すべき位置にあって、貴重な歴史文化遺産が数多く残されています。

本県では、昭和30年に文化財保護法に基づいて福岡県文化財保護条例を制定し、諮問機関である貴審議会において、文化財の指定をはじめ、保存と活用に関する重要事項について調査、審議いただき、県内の文化財の保護を図ってまいりました。

そして、平成20年には、文化財を取り巻く様々な課題を踏まえ、貴審議会に「福岡県における今後の文化財保護政策の在り方について」諮問し、その建議を受けて、平成22年に、文化財の保護の在り方や、保存と活用の基本の方策、新しい九州歴史資料館の役割等を示した、「福岡県文化財保護基本指針」を策定しました。今まで、この指針に基づいて本県の文化財保護政策を推進してきたところです。

しかし、策定から10年余りが経過する中で、文化財を取り巻く社会は大きな変化をみせています。特に、近年の我が国への文化施策において、文化財は、まちづくりや地域振興、観光振興など、地域活性化に大きな役割が期待されています。その一方で、過疎化、少子高齢化などの地域社会の変容を背景とする、継承の担い手不足による文化財の滅失・散逸が大きな課題となっています。

このため、国においては「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成29年12月8日文化審議会）を踏まえて、文化財保護法が改正され（以下、「法」という。）、平成31年4月に施行されました。

この法では、都道府県教育委員会は、域内における文化財の保存及び活用に関する総合的施策の文化財保存活用大綱（以下、「大綱」という。）を定めることができます（第182条の2第1項）。そして、この大綱において、文化財の保存・活用の基本方針が明示されることで、域内の市町村が同じ方針の下に取り組むことが可能とされています。

以上のことから、本県においても、法の趣旨を踏まえ、近年の社会状況の変化、地域との交流や連携、自然災害への対応など、今日の文化財を取り巻く多様な課題を整理して、本県におけるこれから文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することが求められています。

このため、以下の審議事項について総合的に検討する必要があります。

2 審議事項

- (1) 本県のこれから文化財保護行政の在り方と基本方針について
- (2) 本県における文化財保護行政の推進体制及び市町村支援について
- (3) 本県における文化財防災計画について